

集落営農連携促進等事業の概要と留意点

■ 事業の内容

集落営農が、連携・合併により効率的な生産・販売体制等を確立し、将来にわたって持続的に発展することができるよう、地域の関係機関のサポートを受けながら実施するビジョンづくりや若者等の雇用、高収益作物の試験栽培・販路開拓、共同利用機械等の導入などの取組に要する経費を補助します。

《支援の対象となる取組及び補助率》

以下の取組から選択。取組の年次的な進捗に応じ最長3年間支援（上限1,000万円）。

取組内容	補助対象経費	補助率
1 集落ビジョンの策定	ビジョン策定に係る経費（旅費、謝金、印刷製本費、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費等）	定額
2 継続的な発展のための体制の確立（以下の取組に係る経費）		
(1) 中核となる若者等の雇用	給料、各種手当、社会保険料等	定額(上限100万円/年、最大3年)
(2) 収益力の柱となる経営部門の確立	収益力の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培（種苗費、資機材費、燃料費、光熱水費、農業用機械等のリース料等）、加工品の試作（委託費、機械等のリース料等）、販路開拓（展示会等出展費、旅費、販売用のホームページ作成費等）経費等	定額 ※なお、高収益作物の試験栽培を実施する場合は、1集落ビジョン等当たり2作物（1作物30aまでの経費が上限）まで補助対象とすることができるものとする。
(3) 組織の法人化	法人化に係る経費	定額（25万円）
(4) 共同利用機械等の導入	効率的な生産のために必要となる農業用機械等の導入経費であること	1/2以内

■ 取組主体

以下の要件を満たす組織

集落を単位として農業生産過程における一部又は全部について共同化・統一化に関する

- ① 同意の下に営農している組織（「機械の共同所有のみ」、「栽培協定又は用排水の管理のみ」の組織を除く。）であること。
- ② 組織の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にした組織の運営に係る規約・定款が定められていること。
- ③ 地域計画のうち目標地図に位置付けられた組織又は位置付けられることが確実である組織であること。

■ 成果目標

項 目	内 容
1 連携・合併による生産・販売体制等の確立（必須）	
以下の(1)から(3)までのいずれかの連携・合併を行う。 (1) 連携・合併組織等を設立し、複数の集落営農が広域連携に取り組む。 (2) 規約等に基づき作業連携又は販路連携に取り組む。 (3) 規約等に基づき機械等の共同利用等の連携に取り組む。	
2 継続的な発展のための体制の確立（選択）	
(1) 人材の確保	常時雇用者の増加
(2) 人材の育成	雇用就農者のキャリアアップに向けた人材育成計画の策定
(3) 円滑な世代交代	60歳以下の農業機械のオペレーターを増加させる。
(4) 農地の集積	農地バンクを通じた利用権設定等の面積の拡大
(5) 経営の高度化	法人化、就業規則の策定、複式簿記の導入又はGAPの導入
3 継続的な発展のための収益性の改善（選択）	
(1) 事業の周年化	周年作業体系の確立
(2) 高収益作物等の導入・拡大	高収益作物や有機農産物の販売金額の増加
(3) 加工品や直売等の導入・拡大	加工品や直売等の販売金額の増加
(4) 農作業の省力化	基幹作業の労働時間の削減

※目標を達成できない場合は、補助金の返還を求められる場合があります。

■ 採択方法及びポイント基準

(1)～(3)の点数の合計を基礎ポイントとし、補助金の投入効率を示す指標に換算して採択ポイントを算出。採択ポイントの高い順に採択される見込み。

(1) 将来像が明確化された地域計画策定ポイント

項 目	点 数
将来像が明確化された地域計画が策定されていること	5 点

(2) 目標ポイント

項 目	目標年度までに実現すること	点 数
1 連携・合併による生産・販売体制等の確立		
(1) 目標年度までに連携・合併組織等を設立し、複数の集落営農が広域連携に取り組む		5 点
(2) 目標年度までに規約等に基づき作業連携又は販路連携に取り組む		3 点
(3) 目標年度までに規約等に基づき機械等の共同利用等の連携に取り組む		1 点
2 継続的な発展のための体制の確立		
(1) 人材の確保	常時雇用者を増加	5 点
(2) 人材の育成	雇用就農者のキャリアアップに向けた人材育成計画を策定（既に策定している場合も対象）	3 点
(3) 円滑な世代交代	60歳以下の農業機械のオペレーターを増加させる。	3 点
(4) 農地の集積	農地バンクを通じた利用権設定等の面積を拡大	1～5 点
(5) 経営の高度化	法人化、就業規則の策定、複式簿記の導入又はGAPの導入を実施（既に導入等している場合も対象）	1 取組 2 点 最大 4 点
3 継続的な発展のための収益性の改善		
(1) 事業の周年化	周年作業体系を確立（既に確立している場合も対象）	5 点
(2) 高収益作物等の導入・拡大	高収益作物や有機農産物の販売金額を増加	1～5 点
(3) 加工品や直売等を導入・拡大	加工品や直売等の販売金額を増加	1～5 点
(4) 農作業の省力化	基幹作業の労働時間を削減	1～3 点

(3) 付加ポイント

項 目	内 容	点 数
(1) リスクへの備え	申請時点において、農業版BCPを策定している、又は収入保険等に参加している	1 点
(2) 環境への配慮	持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定を受けている、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている、又は化学薬品や化学肥料の削減を行っている	1 ～ 2 点
(3) 輸出の取組	申請時点において、既に農産物等を海外へ輸出している、又は輸出事業計画の認定を受けている	1 ～ 2 点

■ 留意事項

要望にあたっては、特に以下の点を確認願います。

- ① 成果目標の達成は確実か。（客観的資料の提出により確認します。）
- ② 事業の採択については、来年の4月頃判明します。実際に発注できるのは例年8月頃ですので、例えば、導入予定の機器を来春に使用することは事実上不可能です。
- ③ 機器等の単純更新ではないこと。例えば、現有の60PSトラクターの代替として、事業で60PSトラクターを導入することはできません。